おかやま教育文化センター ニュース　第48号

〒７００－０８２２
岡山市北区表町１丁目４－６４　上之町ビル３F
TEL・FAX　０８６－２３８－７６６３

２０２４年3月　4日　発行

ゆきとどいた教育を求める署名

14,629筆(岡山県)12,300筆(岡山市)14,830筆(国)提出

ゆきとどいた教育を求める県民の会は、2023 年 11 月 21 日岡山市議会に陳情書を、11 月 30 日に岡山県議会に請願書を、署名を添えて提出しました。

岡山県議会への提出には、県民の会からの川元代表など１１人が参加し、小倉弘行県議会議長と懇談しました。参加者の 1 人の発言に対し議長は、「教育の要望を聞かせてもらっている。政治批判を聞く場ではない」と気色ばむ場面があり、また議長を囲んでの写真についても、これを SNS などに掲載しないようにと釘をさすなど、私たちに対する議長の身構えた姿勢が印象的でした。氏平みほ子県議（共産党）が同席しました。

岡山市議会への提出には、川元代表など４名が参加しました。。例年よりも陳情提出期限が早まったこともあり、議長との懇談は行いませんでした。

岡山県議会　共産（全部）民県クラブ（９項目）・公明（２項目）賛同　文教委で不採択

12 月 19 日県議会文教委員会で、共産が１３項目全部を、民主県民クラブが９項目を、公明が２項目を採択しました。「公立学校の女子トイレに生理用品を常備」の項目については３党がそろって採択しました。しかし、過半数を占める自民がすべての項目を不採択にしました。

岡山市議会　「生理用品の常備」と「トイレの洋式化」が継続審議

子ども文教委員会で、「女子トイレに生理用品を常備」、「学校のトイレをすべて洋式化」の２つが継続審議となりました。「生理用品の常備」は、前年度は文教委員会で採択（本会議で不採択）されましたが、今年度は文教委員会の段階で継続審議にされました

後楽館高校の生徒が「生理用品の女子トイレ常備」実現に向け県議会に陳情したところ、全会一致で採択されたことがマスコミ等で話題になりました。しかし、県議会の採択を受け「女子トイレ常備」の試行に参加している県立高校はわずか８校で、実際はほとんど進展していません。

【子育て教育のつどい2024】

「不登校」も児童生徒が、コロナ禍をきっかけに全国で 30 万人を数えるほどに急増しています。こうした状況をうけ「子育て教育のつどい 2024」（2024 年 5 月 12 日）は、「不登校」問題に焦点をあてた企画を準備しています。

午前の講演は「子どもの権利」に視点をおいた不登校支援をテーマに春日井（かすがい）立命館大学教授にお話をしていただきます。

午後は「急増する不登校を多角的に考える」（仮題）をテーマとしたパネルディスカッションを準備中です。現場の教員や NPO で活動している人、カウンセラーなど不登校支援に関わっておられる方にパネリストとなっていただき、参加者を含めての論議を通して、今どのような「支援」が求められているかを模索していきたいと考えます。多数ご参加ください。

日時　2024 年 5 月 12 日（日）9:40～16:00（受付 9:10～）
会場　おかやま西川原プラザ　岡山市中区西川原 255　　電話 086-272-1923
○10:00～　講演
「子どもの権利が生きる学校・家庭・社会―不登校支援と子どもの願い
講師　春日井敏之氏（立命館大学教授）
○13:00～　パネルディスカッション「急増する不登校を多角的に考える」（仮題）

「子どもの権利条約」を生かして、子ども時代を豊かなものに

1，「子どもの権利条約」を生かして

（1）権利条約が大切にしていること－子どもの「最善の利益」・子どもは「権利の主体」

この条約の特徴は，子どもが「保護の対象」ではなく，「権利の主体」として認められていることです。大人が勝手に「子どもにいいこと」を決めつけ，それを押しつけることはできません。大人は，「権利の主体」である子どもとの間で，その子どもの発達段階に応じたコミュニケーションを図り，これらの意思疎通や意見交換の中から，「最善の利益」を実現していかねばなりません。

（2）権利条約の大きな特徴「意見表明権」（「意見を聴かれる権利」）

条約は，子どもに意見表明権を保障しました（12 条）。これは子どもたちに自分に関係する全ての事柄について，大人に 対して意見を述べ，その意見が大人によって十分に聴かれる権利を認めたものです。 大人は，子どもたちの気持ちや意見を聞く場を設け，その意見に誠実に回答しなければなりません。こうした子どもと大人のやりとり の中で，子どもにとっての「最善の利益」となる結論が見いだされ，あるいは，子どもがひとつの人格として成長発達していくのです。

（3）子どもにだって人間としての人権がある！

条約は，子どもにも「市民的自由」をきめ細かく保障しました。例えば，子どもにも内心の自由が保障されています（14 条）。だから，大人は「子どものため」といった理由で，子どもの日記や手紙を読んだり持ち物を検査したり，スマートフォンの内容を勝手に調べてはいけません。また，表現の自由も保障されています。（13 条）

（4）子どもの成長発達にとって必要なこと

条約は，子どもの成長発達にとって家庭環境が果たす大切な役割を認めています。子どもの養育についての親の責任を認め，その責任を果たすための国の援助を定めています（18 条)。子どもが権利を行使するときに，親は適切な指示と指導を行い，国はその責任 と権限を尊重することを求めています（5 条)。

2，「こども基本法」・「こども家庭庁設置法」、「こども大綱」を生かして

（1）国連子どもの権利委員会からの「子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、また、既存の法令を本条約の原則および規定と完全に調和させるための措置を取るよう強く勧告」されて、条約批准後 29 年たった 2023 年に「こども基本法」「こども家庭庁設置法」が施行されました。政府は 2024 年 6 月に「こども大綱」に基づく「実行計画」を策定します。

（2）「こども基本法」は条約の「4 つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存発達に関する権利、意見を表明する権利)」が条文にあり、「こども家庭庁設置法」は子どもに対する施策において「子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とする」とあります。これらのことを生かし切ることが、真に子どもを権利主体として「子どもの権利」を保障することになります。

（3）「こども基本法」は自治体に「こども施策」を総合的に策定し、実施することが責務であるとしています。（第 5 条・第 10 条）これによって、自治体の子ども計画（子どもの権利を擁護し、これを促進することを目標とした計画）として、「子どもの権利条例」づくりを進めることができます。また、子どもや保護者などの意見を反映させた施策の実行が可能（第 11 条）になりました。

3，「子どもの権利」を支える「意見表明権」

（1）子どもの意見を聞くこと

何が子どもにとって最善なのかは「子供の意見を聞き」それを最大限尊重することが大切です。「子どもの最善の利益」は何かを判断するには大人の支援が必要です。しかし、子どもの興味・関心・利益に叶うかどうかを「子供の意見を聞いて」判断しなければなりません。

（2）子どもの権利条約の核としての「意見表明権」

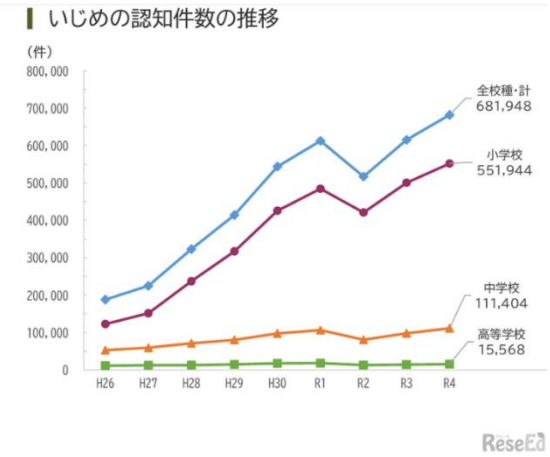

意見表明権は子どもの権利条約の核であり、これを具現するためには「子どもの権利擁護機関（子どもコミッショナー・子どもオンブズマン)」を設置ことが必要です。これは大人の力なしでは実現できません。したがって、真に子どもの権利を保障するためには、「意見表明権」の勧告にあるように『子どもの意見表明権を「可能にする環境」を提供し、かつ、教育や家庭などあらゆる育ちの場面で、子どもにとって「意義があり」、子どもの「力を伸ばすような」参加を積極的に促進すること』を具体化することです。

4，「意見表明権」を具現するために必置の「子どもコミッショナー」

（1）子どもコミッショナーとは

子どもの権利や利益が守られているかどうかを監視して子どもの代弁者として活動する、子どもの権利擁護を目的とする機関のことです。子どもの権利を保障するため、行政から独立した形で調査や提言などを行う第三者機関です。

（2）子どもコミッショナーの必要性

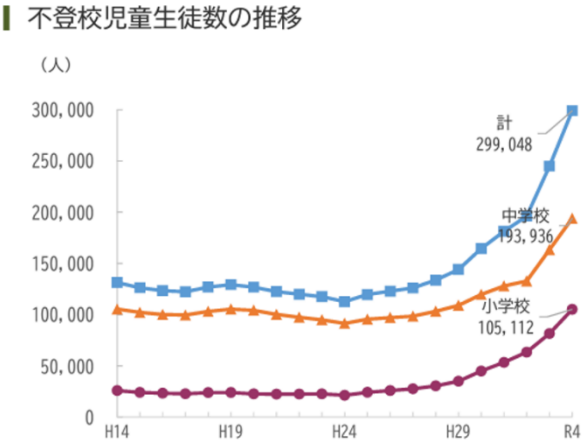

現在の日本に子どもコミッショナーが必要とされる最大の理由は、子どもをめぐる環境が深刻化している状況にあることです。子どもに関して問題が発生した際に、「子どもの権利」の視点に立たず、大人の視点が優先されるケースも多く見られます。また、理不尽な校則（いわゆるブラック校則）を変えようと児童生徒が声を上げても十分に尊重されずに、その後声を上げることを諦めざるを得ない子どもも多く存在するのが現状です。

（3）子どもコミッショナーの役割

子どもは大人と比較すると、人権侵害や社会的な不利益を受けた際に、行政などに改善の声を自ら届けられないケースが多く見られます。また、選挙権がないことから、子どもに関する政策にその意思を反映させることも難しいのが現状です。

子どもコミッショナーは、こうした弱い立場に置かれた子どもの側に立ち、その声を代弁し、権利や利益を保護する役割を担います。具体的には、独立した立場で子どもの意見を聞きつつ、その現状や政策を調査・監視し、必要に応じて制度改善に向けた意見表明や勧告などを行政に行います。

5，「こども基本法」等の法整備のもとで「子どもの権利条例」制定を

自治体は、こども基本法：第 10 条の「自治体こども計画」を策定し、関連法律に基づく「こども施策」を実行することになります。自治体のこども施策は、常に「子どもの権利にとってどうなのか」を点検することが大切です。そして、「自治体こども計画」は法律で定められた権限や事務・事業を織り込みながら「子どもの権利」を擁護し、これを促進することを目標とした計画とすることが必要です。

その際、「子ども条例（子どもの権利条例）」の核となる子どもの意見表明権が保障されているかどうかを点検する機関として「子どもの権利擁護機関（子どもコミッショナー・子どもオンブズマン）」の設置が不可欠です。こうした組織は、子どもの声を代弁し、それを子どもの権利の擁護、および促進につなげるものです。

「こども基本法」のもとで法律だけでは真の「子どもの権利」保障は十全ではないので、直接、具体的に子どもに対応する地方自治体が「子ども条例（子どもの権利条例）」を定めていくことが求められます。